十三　適格都道府県センターの名称及び住所並びに代表者の氏名

ア　名称　公益財団法人鹿児島県暴力追放運動推進センター

イ　住所　鹿児島県鹿児島市新屋敷町十六番三百一号鹿児島県住宅供給公社ビル

ウ　代表者の氏名　中田　充也

(一)　差止請求関係業務を行う事務所の名称及び所在地

ア　差止請求関係業務を行う事務所の名称　公益財団法人鹿児島県暴力追放運動推進センター

イ　差止請求関係業務を行う事務所の所在地　鹿児島県鹿児島市新屋敷町十六番三百一号鹿児島県住宅供給公社ビル

(三)　認定をした日　平成二十六年七月三日

○総務省告示第二百四十三号

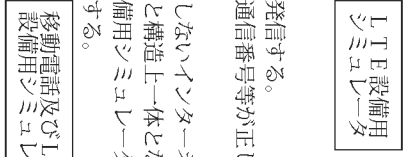
端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）別表第一号二の規定に基づき、平成十六年総務省告示第九十九号（端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月十八日

総務大臣　新藤　義孝

別表第七号第十二項を次のように改める。

十二	緊急通報機能	1	電気通信番号規則第11条各号に規定する電気通信番号に対応した呼の設定を行うためのメッセージ（以下「緊急通報メッセージ」という。）を発信する機能を有する端末機器
		(一)	緊急通報メッセージを受信する機能を有するインターネットプロトコル移動電話用設備に接続する端末機器
			(1)　測定用機器は、ＬＴＥ設備用シミュレータとする。
			(2)　測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



			(3)　測定手順は、次のとおりとする。
			ア　被検機器から緊急通報メッセージを発信する。
			イ　緊急通報メッセージに含まれる電気通信番号等が正しく送出されていることをＬＴＥ設備用シミュレータにより確認する。
		(二)	緊急通報メッセージを受信する機能を有しないインターネットプロトコル移動電話用設備に接続する端末機器であって、移動電話端末と構造上一体となっている端末機器
			(1)　測定用機器は、移動電話及びＬＴＥ設備用シミュレータとする。
			(2)　測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



			(3)　測定手順は、次のとおりとする。
			ア　移動電話及びＬＴＥ設備用シミュレータからインターネットプロトコル移動電話用設備が緊急通報メッセージを受信する機能を有しない旨の信号を送出する。
			イ　被検機器から接続先をインターネットプロトコル移動電話用設備から移動電話用設備へ切り替える要求を行うためのメッセージを発信する。
			ウ　電気通信番号規則第11条各号に規定する電気通信番号に対応した発信を要求する信号が正しく送出されていることを移動電話及びＬＴＥ設備用シミュレータにより確認する。
		2	緊急通報メッセージを発信する機能を有しない端末機器であって、移動電話端末と構造上一体となっている端末機器
		(一)	測定用機器は、移動電話及びＬＴＥ設備用シミュレータとする。
		(二)	測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



			(三)　測定手順は、次のとおりとする。
			(1)　被検機器から接続先をインターネットプロトコル移動電話用設備から移動電話用設備へ切り替える要求を行うためのメッセージを発信する。
			(2)　電気通信番号規則第11条各号に規定する電気通信番号に対応した発信を要求する信号が正しく送出されていることを移動電話及びＬＴＥ設備用シミュレータにより確認する。

○総務省告示第二百四十四号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十二条の二十五及び第三十六条の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第百四十七号（端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月十八日

総務大臣　新藤　義孝

「

規則第三十二条の二十二	中欄に掲げる規定を適用しない。
規則第三十二条の二十三	

」を

表一の項中

「

中欄に掲げる規定を適用しない。	1　中欄第八号に掲げる電気通信番号規則第十一条各号に規定する緊急通報を行う機能を有する端末設備と移動電話端末とを構造上一体となっている端末設備であって、当該端末設備が緊急通報メッセージを発信する機能を有しない旨の信号を送出するものに接続する場合は、移動電話端末が緊急通報メッセージを発信する機能を有しないインターネットプロトコル移動電話用設備に接続する場合に掲げる規定を適用しない。	2　中欄に掲げる規定にかかわらず、電気通信番号規則（平成九年郵政省令第十二号）第十一条各号に規定する緊急通報を行う機能を有する端末設備と移動電話端末とを構造上一体となっており、かつ、緊急通報メッセージ（以下「緊急通報メッセージ」という。）を発信する機能を有しないインターネットプロトコル移動電話用設備に接続する場合に掲げる規定を適用しない。

」

に改める。